

4 本会議決議

審議表

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出月日 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 備考 |
|----|---|----------------|--------------|-------|-------|--------------------|--------------------|
| 1 | 雇用と住まいを確保する緊急決議案 | 山下 八洲夫君 外8名 | 21. 1. 6 | | | | 21. 1. 7 撤回 |
| 2 | 雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案 | 西岡 武夫君 外9名 | 21. 1. 7 | | | 21. 1. 7 可決 | |
| 3 | 財務大臣兼内閣府特命担当大臣中川昭一君問責決議案 | 築瀬 進君 外14名 | 21. 2. 17 | | | | 21. 2. 18 撤回 |
| 4 | 第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案 | 田名部 匠省君 外7名 | 21. 3. 17 | | | 21. 3. 18 可決 | |
| 5 | 北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案 | 西岡 武夫君 外7名 | 21. 3. 30 | | | | 21. 3. 30 撤回 |
| 6 | 北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案 | 西岡 武夫君 外7名 | 21. 3. 30 | | | 21. 3. 31 可決 | |
| 7 | 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案 | 西岡 武夫君 外7名 | 21. 4. 7 | | | 21. 4. 8 可決 | |
| 8 | 北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案 | 西岡 武夫君 外7名 | 21. 5. 27 | | | 21. 5. 27 可決 | |
| 9 | 核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案 | 西岡 武夫君 外8名 | 21. 6. 17 | | | 21. 6. 17 可決 | |
| 10 | 内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案 | 輿石 東君 外20名 | 21. 7. 13 | | | 21. 7. 14 可決 | |

可決したもの

平成21年1月7日

雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議

現在、世界の金融市場は100年に一度とも言われている危機に陥っている。とりわけ非正規雇用者を中心に失業者が急増しつつあり、国民の雇用不安が広がっている。今後、正規雇用者を含む大量失業者の発生が憂慮される。

政府は、このような事態に鑑み、離職者の住居など生活の安定の確保、円滑な再就職、職業訓練の実施など必要な支援を機動的に行うとともに、生活保護制度等の活用について緊急に全力で取り組むべきである。

企業は安易な解雇や内定取り消しにはしる事なく、雇用の維持、確保に全力で取り組み、政府は、企業に対し雇用維持のための十分な支援を行うべきである。

右決議する。

平成21年3月18日

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回 パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。

参議院は、来る2016年の第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、一致協力して必要な活動を強力に推進するとともに、準備態勢の整備に万全を期すべきものと認める。

右決議する。

平成21年3月31日

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議

3月12日、北朝鮮は、「試験通信衛星」の打ち上げを関係各国に事前に通報してきた。

国連安保理決議第1695号及び第1718号は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する全ての活動は停止されなければならない旨規定している。

従って我が国は、今回の北朝鮮による飛翔体発射を、我が國のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として、断じて容認できないことから、北朝鮮による発射予告に対して、断固たる抗議の意思を表明する。

本院としては、我が国政府が世界各国と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働きかけを継続させるとともに、北朝鮮がこれらの国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求める。

右決議する。

平成21年4月8日

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会からの度重なる中止要請を無視して、4月5日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならない旨を規定している国連決議第1695号及び第1718号に違反し、我が国として容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院決議の趣旨を体し、我が国の国民の生命・財産を脅かす行為に、断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国際連合安全保障理事会において、国際社会の一一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

平成21年5月27日

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議

5月25日、北朝鮮は、国連決議や六者会合共同声明、更には日朝平壤宣言に明確に反して、2回目の核実験を強行した。

この暴挙は、先般のミサイル発射と並び、我が国を含む地域の平和と安定を脅かすものであり、我が国政府は、国際社会と連携しつつ、我が国の安全を確保すべく万全の措置を講ずるべきである。

同時に、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国我が国としては、決して容認できるものではない。特に、最近の核廃絶の気運の高まりに逆行するものである。北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従い、すべての核を放棄し、国際社会の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むよう要求する。

政府は、北朝鮮に対して制裁を強めるなど断固たる措置をとるとともに、国家主権並びに基本的人権・人道にも関わる極めて重大な拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案を解決すべく、国際社会と連携し、積極的な外交を推進すべきである。

右決議する。

平成21年6月17日

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議

わが国は、唯一の被爆国として、これまで世界の核兵器廃絶に向けて、1994年以来、国連総会へ「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議案提出など、先頭に立って活動してきたが、これからも、一層行動する責務がある。

しかし、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。この状況を開拓する為、去る4月5日、オバマ米国大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安保理決議第1874号等で断固たる拒否の姿勢を示した。

我々はこの事態を重く受け止め、核保有国・非核保有国等と連携をとり、核軍縮、核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。また、政府はこの機会を捉え、2010年核兵器不拡散条約（N P T）運用検討会議において、主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約（C T B T）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである。

右決議する。

平成21年7月14日

内閣総理大臣麻生太郎君問責決議

本院は、内閣総理大臣麻生太郎君を問責する。

右決議する。

理由

麻生総理は、就任直後月刊誌で事実上の解散宣言を行ったにもかかわらず、その後ずるずると現在まで衆議院の解散を延ばしてきた。最近の日本郵政や党役員人事をめぐる騒動に至るまで、言動がぶれにぶれた10ヶ月間であった。「綸言汗のごとし」という言葉がある。一度言ったことは必ずやる、やれないことは言わない、というのが最高権力者として総理がとるべき当然の態度であり、この点だけでも、遺憾ながら、麻生総理に対して総理失格の烙印を押さざるを得ない。

こうして解散を延ばす間に麻生総理はなにをやってきたのか。「100年に一度の経済危機」への対策といいながら、その内実は、巨大マンガ喫茶と揶揄される「アニメの殿堂」をはじめ、官僚の机の中で眠っていた不要不急の政策のオンパレード。要するに、税金をつかっての選挙目当てのバラマキに過ぎなかった。その一方で、この5月の有効求人倍率は0.44倍と過去最悪を更新するなど、国民の暮らしの悪化には一向に歯止めがかかっていない。また、今年度一般会計予算の歳入は、「税収よりも借金の方が多い」という異常事態となりそうであり、このままだと、将来国民を待っているのは、「財政破綻か大増税か」という「究極の選択」である。

また、参議院選挙での与党の大敗の原因となった年金問題をはじめ、医師不足、介護労働者の待遇改善など国民の生活を守る政策は、次々と後回しになり、麻生総理の耳に国民の苦しみの声は全くとどいていないようだ。

自公政権が、この4年間、総選挙で国民の信を問わないまま、3代にわたって総理のイスをたらい回しにしてきたことに、国民はあきれ果てている。ましてや衆議院議員の任期切れ直前となった今、4たび顔を変えて選挙にあたろうとするのは、国民への背信以外のなにものでもない。

ことここに至って、麻生総理は、内閣総辞職ではなく、ただちに解散して国民に信を問うべきであり、ここに麻生総理の問責決議を提出する。